

大分県報

令和四年

第三〇三号

四月二十六日

（火曜日）

目次

告示

県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧……………一
大分県林業研修所の利用に係る使用料の徴収事務の委託……………一
大分スポーツ公園及び大分県立武道スポーツセンターの利用に係る使用料の徴収事務の委託……………一

公安委員会告示

少年指導委員の委嘱……………二
指定講習機関の代表者の氏名変更……………二

公告

令和四年度狩猟免許更新のための適性検査及び講習の実施……………二
競争入札参加者の資格に関する公示（二件）……………四
一般競争入札の実施（二件）……………六

○告示

大分県告示第二百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、津久見市大字長目千八百四十五番地二の川野公明ほか三人からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和四年四月二十六日

大分県知事 広瀬勝貞

令和四年四月二十六日

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営経営体育成基盤整備事業 （区画整理）	津久見地区	令四・四・二六から 令四・五・一六まで	津久見市役所

大分県告示第二百四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県林業研修所の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和四年四月二十六日

大分県知事 広瀬勝貞

一 受託者の住所及び氏名

大分市花園二丁目六番四十六号

公益財団法人森林ネットおおいた

理事長 重本 悟

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

大分県告示第二百五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分スポーツ公園及び大分県立武道スポーツセンターの利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和四年四月二十六日

大分県知事 広瀬勝貞

一 受託者の住所及び名称

大分市東春日町一番八号

株式会社大宣

代表取締役社長 朝倉 弘美

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○公安委員会告示

大分県報（告示・公安委員会告示）

大分県公安委員会告示第48号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、次のとおり少年指導委員を委嘱した。

令和4年4月26日

大分県公安委員会委員長 石 田 敦 子

氏名	連絡先	活動区域
江上 育代	大分市荷揚町5番6号 大分中央警察署	大分中央警察署の管轄区域
佐藤 久美		
加藤 和芳	大分市大字鶴崎2200番地の8 大分東警察署	大分東警察署の管轄区域
前田 又信		
向 益夫		
足利 能彦	大分市大字横瀬2212番地1 大分南警察署	大分南警察署の管轄区域
油 布吉孝		
河野 康生	別府市田の湯町13番13号 別府警察署	別府警察署の管轄区域
佐野 満子		
永尾 福康		
奥 秀則	宇佐市大字上田1010番地の1 宇佐警察署	宇佐警察署の管轄区域
北 哲二	中津市中央町一丁目2番10号 中津警察署	中津警察署の管轄区域
太田 芳則	玖珠郡玖珠町大字塚脇467番地 玖珠警察署	玖珠警察署の管轄区域
河野 孝文		
池内 晴一	竹田市大字拜田原221番地 竹田警察署	竹田警察署の管轄区域
平川 幸司	臼杵市大字臼杵72番地の61 臼杵津久見警察署	臼杵津久見警察署の管轄区域

大分県公安委員会告示第49号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定に

よる指定講習機関の代表者の氏名について変更の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年4月26日

大分県公安委員会委員長 石 田 敦 子

1 大分東自動車学校

名	称	代表者の氏名		変更年月日
		変更前	変更後	
株式会社大分県農協共済福祉事業社	池田 昌広	藤田 千浩		令和4年3月30日

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第二項及び第四項の規定により、次のとおり令和四年度狩猟免許更新のための適性検査及び講習を実施する。

令和四年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 更新対象者
 - 1 県内に住所を有し、令和元年度に狩猟免許を取得した者及び更新した者
 - 2 講習及び適性検査の開催日時及び開催場所

更新対象者	開催日時	開催場所
大分県東部振興局管内に住所を有する者	九月二日（金）午前九時から 午後五時まで	日出町宇仁王山 大分県日出総合庁舎
	九月七日（水）午前九時から 午後五時まで	別府市上野口町 別府市役所
	九月九日（金）午前九時から 午後五時まで	国東市国東町鶴川 アストくにやろ

大分県中部振興局管内に住所を有する者	九月六日(火) 午後一時から午後四時まで 九月七日(水) 午後一時から午後四時まで	由布市庄内町柿原 由布市役所庄内庁舎 臼杵市大字臼杵浜 臼杵市中央公民館
大分県南部振興局管内に住所を有する者	九月八日(木) 午前九時から午後四時まで 九月二日(金) 午前九時から午後五時まで	大分市府内町 大分県庁舎別館 佐伯市長島町 大分県佐伯総合庁舎
大分県豊肥振興局管内に住所を有する者	九月二日(金) 午前九時三十分から午後五時まで 九月六日(火) 午前九時三十分から午後五時まで	竹田市久住町大字久住くじゅうサンホール(久住公民館) 豊後大野市清川町砂田 豊後大野市神楽会館
大分県西部振興局管内に住所を有する者	九月二日(金) 午前九時三十分から午後五時まで 九月八日(木) 午前九時三十分から午後五時まで	玖珠町大字塚脇 大分県玖珠総合庁舎 日田市城町 大分県日田総合庁舎
大分県北部振興局管内に住所を有する者	九月一日(木) 午前九時から午後五時まで 九月七日(水) 午前九時から午後五時まで	宇佐市大字法鏡寺 大分県宇佐総合庁舎 中津市中央町 大分県中津総合庁舎
県内に住所を有する者	九月十四日(水) 午前九時から午後五時まで	大分市大手町 大分県庁舎新館

三 狩猟免許更新申請書の受付期間及び受付時間

1 受付期間

令和四年八月九日(火) から同月十九日(金) まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。電子申請期間は令和四年七月二十六日(火) から同年八月八日(月) まで。

2 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで(電子申請は二十四時間可能)

四 更新手続

紙申請と電子申請のいずれかを選んで申請すること。
電子申請手続の詳細については大分県農林水産部森との共生推進室ホームページにて掲載する。
狩猟免許更新申請書に次の書類を添え、申請者の住所地を管轄する振興局に提出すること。

1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第四十八条第二項第二号に規定する医師の診断書(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による銃砲の所持許可を現に受けている場合は、その所持許可証の写し) 一部

2 写真 一葉(申請前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)

3 返信用封筒(八十四円切手を貼り付け、宛先を明記したもの)

五 狩猟免許更新申請手数料

二千九百円(狩猟免許更新申請書に二千九百円分の大分県収入証紙を貼り付けて提出し、又は電子納付により納付したことを証するものを添付すること。)。ただし、申請書を提出する日前一年以内の期間に、大分県内で有害鳥獣捕獲に従事した者については、手数料を徴収しない。

六 受験票

1 狩猟免許更新申請書を受理したときは、申請者に受験票を送付する。
2 講習及び適性検査の当日は、必ず受験票を持参すること。

七 講習及び適性検査の内容

1 講習の内容

- (一) 鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令に関すること。
- (二) 鳥獣の判別に関すること。
- (三) 猟具の取扱いに関すること。
- (四) 鳥獣の保護及び管理に関すること。

2 適性検査の内容

- (一) 視力
- (二) 聴力
- (三) 運動能力

八 狩猟免許の交付

講習を受講し、かつ、適性検査に合格した者に対して狩猟免許を交付する。
九 その他

1 三に掲げる受付期間での申請を原則とするが、災害その他次に掲げるやむを得ない事由で当該期間中に申請できなかった者については、その事由に該当する者である旨を証する書類を添え、各講習日の二日前までに住所を管轄する振興局へ狩猟免許更新申請書を提出した場合に限り、申請を受理するものとする。

(一) 海外旅行をしていたこと。

(二) 病気にかかり、又は負傷していたこと。

(三) 法令の規定により身体の自由を拘束されていたこと。

(四) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていたこと。

2 不明な点については、大分県農林水産部森との共生推進室又は各振興局農山漁村振興部若しくは農山村振興部に問い合わせること。

3 狩猟免許更新申請書は、各振興局に備付けの用紙を使用すること。

4 今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況や、国又は地方公共団体の外出自粛要請等の状況によつては、試験の延期や会場の変更などを行う場合がある。これらの事項について変更があった場合については、大分県農林水産部森との共生推進室ホームページにて掲載するので、適宜確認すること。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の見込まれるので次のとおり公示する。

令和四年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

大分県警察自動暗号化システム等賃貸借契約

二 競争入札の参加者の資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有す

る者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は都道府県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

イ 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

ロ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。）（物品の製造、印刷及び修理等の請負を業とする者に限る。）

(六) 設備保守管理業資格保有者数（基準日における大分県内の従業員のうち資格を有するものの数をいう。）（県庁舎等維持管理業務のうち設備の点検保守に係る資格に限る。）

(七) その他知事が必要と認める事項

三 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

入札参加資格のない者で競争入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

令和四年四月二十六日から同年五月十六日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（令和四年七月に申請受付）を行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書（変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三十七二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。
令和四年四月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

大分県警察統合情報通信ネットワーク用端末等賃貸借契約

二 競争入札の参加者の資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は都道府県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模
イ 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

ロ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
 (四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）
 (五) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。）（物品の製造、印刷及び修理等の請負を業とする者に限る。）
 (六) 設備保守管理業資格保有者数（基準日における大分県内の従業員のうち資格を有するものの数をいう。）（県庁舎等維持管理業務のうち設備の点検保守に係る資格に限る。）
 (七) その他知事が必要と認める事項

三 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法
 入札参加資格のない者で競争入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先
 大分県会計管理局用度管財課物品調達班
 〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号
 電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期
 令和四年四月二十六日から同年五月十六日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。

2 更新手続
 令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（令和四年七月に申請受付）を行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所
 三の2に同じ。
 2 インターネットによる入手
<https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
- (二) 一の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合
- (三) 資格審査の申請書（変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合
- (四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 一の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和四年4月26日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の種類
 大分県警察自動暗号化システム等貸借契約
- (2) 借入期間
 令和5年3月1日から令和10年2月29日まで（60ヵ月）
 （地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (3) 納入場所
 大分県警察本部警務部情報管理課

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。

<p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(4) この公告の日から7の(2)に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となつている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会連念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>(6) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和4年6月6日（月）午後5時までに大分県警察本部警務部情報管理課に提出し、審査を受け、承認を受けた者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 令和4年4月26日から同年5月16日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所 大分県ホームページ（https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html）より申請書類をダウンロードし、又は(3)に掲げる場所において交付を受けること。</p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先</p>	<p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県警察本部警務部情報管理課 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2432</p> <p>(2) 日時 令和4年4月26日から同年6月6日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係</p> <p>(2) 提出期限 令和4年6月13日（月）午前10時。ただし、郵送の場合は、同月10日（金）午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎新館9階 会議室</p> <p>(2) 日 時 令和4年6月13日（月）午前10時</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しない</p>
--	--

こととなるおそれがないと認められるとき。

10 無効入札に関する事項

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。
なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。

11 最低制限価格に関する事項

設定しない。

12 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所
4の(1)に同じ。
- (2) 交付日時
4の(2)に同じ。

13 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同額の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 入札に関する事務を担当する部局の名称

大分県警察本部警務部会計課用度係
〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2263

15 特約事項

この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。

16 その他

- (1) 2の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合が

ある。

- (2) その他の詳細は、入札説明書による。
- (3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受けらる。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be rented
Oita Prefectural Police Automatic encryption systems and others complete
- (2) Time limit for tender
10:00 a.m. 13 June 2022
- (3) Office
Information Administration Division, Oita Prefectural Police
3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8502
Tel 097-536-2131

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和4年4月26日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の種類
大分県警察統合情報通信ネットワーク用端末等賃貸借契約
- (2) 借入期間
令和5年2月1日から令和10年1月31日まで（60か月）
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (3) 納入場所
大分県警察本部警務部情報管理課

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。

<p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(4) この公告の日から7の(2)に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となつている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>(6) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和4年6月6日（月）午後5時までに大分県警察本部警務部情報管理課に提出し、審査を受け、承認を受けた者</p> <p>(7) 納入しようとする物品等の機器等リストを令和4年6月6日（月）午後5時までに大分県警察本部警務部情報管理課に提出し、審査を受け、回答を受けた者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 令和4年4月26日から同年5月16日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所 大分県ホームページ（https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html）より申請書類をダウンロードし、又は(3)に掲げる場所において交付を受けること。</p>	<p>と。</p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県警察本部警務部情報管理課 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2428</p> <p>(2) 日時 令和4年4月26日から同年6月6日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係</p> <p>(2) 提出期限 令和4年7月4日（月）午前10時。ただし、郵送の場合は、同月1日（金）午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎新館10階 会議室</p> <p>(2) 日時 令和4年7月4日（月）午前10時</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合において、再度の場、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p>
--	--

<p>(2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項</p> <p>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項</p> <p>設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所</p> <p>4の(1)に同じ。</p> <p>(2) 交付日時</p> <p>4の(2)に同じ。</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同額の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称</p> <p>大分県警察本部警務部会計課用度係</p> <p>〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2263</p> <p>15 特約事項</p> <p>この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p>	<p>16 その他</p> <p>(1) 2の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>(2) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>(3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>17 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of products to be rented Personal Computer for Oita Prefectural Police integrated information Network</p> <p>(2) Time limit for tender 10:00 a.m. 4 July 2022</p> <p>(3) Office Information Administration Division, Oita Prefectural Police 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8502 Tel 097-536-2131</p>
---	--